

# 光市議会基本条例評価・検証シート

## ■ 評価について（議員17人が条項ごとに評価）

---

※評価の考え方

- A できている（これまで通り実施）
- B できている（ただし改善等が必要）
- C できていない（対応の検討が必要）
- D できていない（条例改正が必要）
- E その他

## ■ 総合評価について（市議会全体としての評価）

---

※評価の考え方

- ① **A**が**B～E**の合計数より多い場合は総合評価を**A**とし、同数または少ない場合は何らかの対応が必要となるものと整理する。
- ② ①において、総合評価が**A**でない場合、**B～E**の中で最も数が多いものを総合評価とし、同数の場合は下の評価のものを採用する。
- ③ **無回答**についてはカウントしない。

条文	取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄
			A	B	C	D	E	総合	
第1条	(目的) この条例は、二元代表制のもと合議制機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則、その他の基本事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。	(評価対象としない)	/						
第2条	(議会の活動原則) 市民の代表機関である議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民への議会活動の説明を行うために、積極的な情報公開や市民が参画しやすい議会運営を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)	/						
第2条	(2) 市民の多様な意見の把握と政策の立案及び提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。	(4条以降の各条項において評価)	/						
第2条	(3) 議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務について監視及び評価を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)	/						
第2条	(4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)	/						

条文	取組状況等	今後の対策等	評価						意見等自由記述欄
			A	B	C	D	E	総合	
第3条 (議員の活動原則) 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を尊重すること。	(4条以降の各条項において評価)		/						・議員間の自由な議論を尊重しにくい現場になっている。
第3条 (2) 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	(4条以降の各条項において評価)		/						
第3条 (3) 議員は、議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して活動すること。	(4条以降の各条項において評価)		/						
第3条 (4) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。	(4条以降の各条項において評価)		/						

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第4条	<p>(会派) 議員は、円滑な議会活動を推進するため、会派を結成することができる。 2 会派は、理念や政策を共有する議員で構成する。 3 会派は、政策の立案及び提言、政策決定に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 会派の結成等については、別に定める。</p>	<p>会派代表者会議を開催する等により協議・調整を行い、円滑な議会活動を推進するための合意形成に努めている。</p>	<p>会派の異動については、別に定めることとしていることから、本条の趣旨に鑑み、本評価・検証とは異なる場での対応となるが、他の取り決めとの整合性に鑑み、明文化を含め検討していく必要がある。 また、会派代表者会議における決定の重要性を再認識し、合意形成に努めていくことが求められる。</p>	3	7	6			B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派代表者会議の中で、円滑な議会活動を推進するため様々な課題の協議・調整が行われているものの、ここ最近合意に至らないケースが見受けられる。</li> <li>・会派内で情報の伝達や意見の共有連携がされているか不明な会派があり、円滑な議会活動ができていないと感じることがある。</li> <li>・議会としての総意を得るために会派が必要であるが、総意の取り方に工夫が必要。</li> <li>・会派に属さない議員との合意形成と調整の記述を明記するべきでは。</li> <li>・会派活動を市民に対しより明確にして活性化させていくためにも、会則の定めと公表を積極的に行うべき。4会派の結成等については、前回の今後の対策等にもあったとおり、異動等については検討が必要。</li> <li>・途中での会派異動について、文書で明確にする。</li> <li>・会派の結成や異動については、議員任期の始め及び改選のある2年経過時に限るよう、明記すべき。</li> <li>・2年ごとに会派結成が可能だが、途中の会派間異動について解釈が明確でない。会派脱退後に他会派へ途中加入することは、問題ないはずである。</li> </ul>
第5条	<p>(会議の公開と市民参画の推進) 議会は、原則として全ての会議を公開する。</p>	<p>会議は原則公開で開催している。</p>		14	2				A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会のインターネット配信に向けて準備が進められていることは評価できる。さらに議会初日の議案説明、最終日の委員長報告、討論、採決の配信に取り組みたい。</li> <li>・過去には委員会室の出入を休憩中のみ制限していた時代もあったが、現在は解消されている。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄	
			A	B	C	D	E		総合
第5条	2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することを目的に、市民の議会活動へ参画する機会の確保を図る。	市議会モニター制度の運用により、市議会への市民参画の機会を確保している。  光市議会モニター制度の運用について様々な視点から検討を重ね、必要に応じて光市議会モニター設置要綱の見直しを行う。	8	7	2			B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議や委員会の市民の傍聴者が少ないため、見に来たくなるような市議会とすべき。</li> <li>・市議会報告会&amp;意見交換会は市民の方が市議へ意見提言できる場であり、今後とも継続していきたい。</li> <li>・現在、市議会モニターから貴重なご提言をいただいている。一方、年々市議会モニターの数が減少していることを課題認識している。</li> <li>・市議会モニター制度をもう少し有効に活用すべき。</li> <li>・5年目を迎える市議会モニターについては、検証、見直し、改善が必要。</li> <li>・市議会モニターとの交流についてももう少し工夫を！</li> <li>・高校生モニターの検討が必要。</li> </ul>
第6条	(説明責任) 議会は、その意思決定又は政策決定を行った場合は、その議決責任を認識するとともに、市民に対して説明する責任を有する。また、議会は、議案に対する議員の賛否を公開する。	市議会報告会において市民に対し主な施策について説明するとともに、議案ごとの議員の賛否状況をホームページに掲載している。 また、議会広報紙において審査の状況や議決結果を掲載している。	11	4	1		1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会最終日の討論、採決のインターネット配信も行いたい。</li> <li>・現状の議会だよりのページ数では伝える内容に限られる。</li> <li>・施策の説明責任を果たすことは大切だが、方法は難しい。</li> <li>・議会において法的にも手続的にも誤った議決があった。議決責任を認識できない。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄	
			A	B	C	D	E		総合
第7条	(議会報告会及び市民との意見交換) 議会は、議会で行われた議案等の審議過程及び結果について市民に報告するとともに市政全般に関する課題について意見交換を行うことを目的に、議会報告会を開催する。	市議会報告会及び高校生との意見交換会を開催し、市民に対し各常任委員会の活動等について報告するとともに、市民との意見交換を行っている。							<ul style="list-style-type: none"> <li>・光市議会の市議会報告会&amp;意見交換会は、市民の皆様の意見をお聞きするだけでなく、執行部から回答を得たり議会自ら回答を作成し、結果をホームページに掲載していることから、他市議会より進んだ対応と自負している。</li> <li>・2023年、市議会報告会が行われたことは良かったが、市民の方が報告会の内容について納得できていない印象がある。</li> <li>・今後、議会(議員)の意志、意見等を直接市民の皆様にお伝えすることの出来るディベートを望む。</li> <li>・議会報告会は、市民の十分な発言の機会が与えられていない。時間的に不十分。高校生との意見交換会は、高校生からの意見が活発に出ない。</li> <li>・広報広聴特別委員会を中心に実施に向けた検討がなされるが、内容については常にブラッシュアップが必要であり、前回今後の対策等にもあったとおり、オンライン対応もできるように取り組みたい。また、意見交換会のあり方について、自由に意見交換ができるように協議が必要。</li> <li>・議会報告会の内容については要検討。</li> <li>・答弁等に関して勉強不足と準備不足。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第7条	2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を把握することを目的に、必要に応じて意見交換の場を設けるものとする。	平成29年3月に光商工会議所との意見交換を委員会で実施しているが、それ以降は行っていない。	必要に応じて意見交換の実施を可能とする方法等を検討する。	1	7	8	1		C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の多様な意見を集約するためには、様々なチャンネルを持つことが必要と考えている。例えば、意見交換のテーマを定め、委員会単位で対応し、機動性と柔軟性をより高めることも必要と考える。</li> <li>・意見交換の場を設定しやすい対応が必要である。</li> <li>・コロナ禍の中で積極的にできなかったが、これからはいろんな方面で意見交換の場を設けていくよう努める。</li> <li>・市民の方々は議員が何をしているかわからない方が多いと思う。意見交換が必要と思う。</li> <li>・出前意見交換会の常設の仕組みづくりが必要。</li> <li>・市民から意見交換の開催を申し出る手続きが定められていない。</li> <li>・委員会ごとの関係機関等との積極的な意見交換活動が必要。</li> <li>・積極的に他団体との意見交換の場を設けられていない。</li> <li>・実施されていない。</li> <li>・委員長次第である。</li> <li>・意見交換のチラシを定期的に応報すれば増えるのでは？</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					総合	意見等自由記述欄
			A	B	C	D	E		
第8条	(広報広聴) 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。	市議会報告会で各委員会活動等について報告するとともに、市民から寄せられた意見や市議会モニターからの意見・提言とその回答について、ホームページ等において掲載している。						A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年ぶりに復活した「ひかり市議会だより」において、市民の皆様の関心ある事柄について、広報広聴特別委員会において市議会でのやりとりを抽出し掲載している。</li> <li>・広報紙の再発行は大きな成果。しかし、それを市民がどの程度見ているかは未知数である。広報紙に対する意見を聞くアンケート回答も少ないと聞いており、検証が必要。</li> <li>・ホームページを見ることができない方にどのように伝えるかが課題である。</li> <li>・議員個人の「議会だより」すら出さない議員がいる。市議会モニターも3人に減っており、市民からの意見や提言が不十分。</li> </ul>
第8条	2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実に努めるものとする。	ホームページやフェイスブックにおいて市議会の情報発信を行うとともに、令和4年に議会広報紙を再発刊し各戸に配布している。 また、一般質問の映像をYouTubeにて配信している。						A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット化に対応し、議員の賛否・常任委員会議事録・一般質問映像を公開してきた。委員会審査映像も公開の準備を進めている。</li> <li>・高齢者、障害者などの意見を反映し、さらに充実に努める。</li> <li>・活用できていないFacebookについては、続けるのか協議が必要。記者会見やマスコミとの意見交換会はぜひ実施すべき。</li> </ul>
第8条	3 議会は、前条の議会報告会、広報広聴活動の推進及び充実に目的に、広報広聴委員会を設置することができる。	広報広聴特別委員会を設置し、年間を通じた広報広聴活動を実施している。						A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回の市議会だより発行のほか、コロナ禍で中止が続いていた夏の市議会報告会&amp;意見交換会や冬の高校生との意見交換会も再開された。</li> <li>・推進及び充実に終わりではなく、常に改善が必要。広報紙を再発行したことから、委員会の常設化に向けた協議が必要。</li> <li>・広報広聴特別委員会については、議会広報紙は別組織を立ち上げ分割すべき。</li> </ul>



条文	取組状況等	今後の対策等	評価					総合	意見等自由記述欄
			A	B	C	D	E		
第9条	(請願及び陳情) 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。	ホームページにおいて、請願等の提出について図や様式例を用いて案内を行い、市民から提出しやすい環境を整備している。	12	3			1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願や陳情の内容が理解できるよう、議員が勉強・調査を十分に行い真摯に取り扱う必要がある。また、議員間協議も必要。</li> <li>・そもそも請願や陳情の提出がない(少ない)</li> </ul>
第9条	2 議会は、必要に応じて、請願者又は陳情者の意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。	陳情については、一定の条件のもと、陳情者の意見陳述の機会を確保している。	13	2			1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情に係る意見陳述の機会を認めており、数回の意見陳述があった。</li> <li>・陳情等の受付時の聞き取りや、陳情に関する委員会運営、陳情後の議会としての対応等について、ルール作りが必要。</li> <li>・そもそも請願や陳情の提出がない(少ない)</li> </ul>
第10条	(市長等との関係) 議会は、二元代表制のもと、議事機関として市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策の立案及び提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。	二元代表制のもと、議事機関として、議案審査等に真摯に取り組むとともに、市長等に対する提言等を行うことにより、市政の発展に努めている。	11	3	2			A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、監視及び評価は個として行っており、責任ある政策の立案及び提言につなげるためには、何か仕掛けが必要なのではないかと思う。</li> <li>・委員会の年間テーマ、意見交換、自由討議・協議の活性化から委員会・議会の政策提言・立案につなげたい。</li> <li>・政策の提言及び提言等を行っていないので、議長を先頭にしっかりと行っていくこと。</li> <li>・二元代表制と言いながら、市長の下部機関となっている。一般質問においても執行部と協調的発言が目立ち、緊張感に欠く。中には市長直々の答弁にお礼に行く議員もいる。</li> </ul>
第10条	2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにする。	市議会としての要望を市長に提出し、その内容をホームページにおいて掲載している。	13	1		1	1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、コロナ時に市長に対して議会要望を行ったことは評価できるが、議会としての政策提言は0と感じている。</li> <li>・政策提言は、この3年間聞いたことがない。(事例がない)</li> <li>・ホームページにおいて掲載していると自己満足せず積極的に公表すること。</li> <li>・議員立法をもっと計画的に進めるべきと思う。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					総合	意見等自由記述欄
			A	B	C	D	E		
第10条	3 本会議における議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。	現状において、一般質問を行う議員は全員が一問一答方式で実施している。	16					A	・既に仕組みとしてあり運用されている。
第11条	(政策等の評価) 議会は、市長等が提案する政策等について、審議を通じて政策の向上を図るため、次に掲げる事項に主眼を置いて評価する。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 総合計画との整合性 (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置及び将来にわたる費用と効果	市長等から提案された政策等について、全議員が多角的な観点から審議を行うとともに、重要な計画等については、「光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例」の規定に基づき十分な審議を行っている。	9	2	5			A	・市長等から提案された重要事業について進捗状況説明のないものがあり、十分な資料が提出されないため、議会では十分な審議ができない。(例として、相手方があり交渉経緯は説明できない等の答弁が目立つ) ・議会力・委員会力を発揮するため、委員会前の自由討議・協議の活性化が必要。他市議会のように事前勉強会等を行うことによって質問の質を上げると共に、スムーズな委員会運営につなげる取り組みができないか。また、委員会後の振り返り協議も必要と感じている。 ・単純な確認のたぐいの問いが多い。条文に基づき質疑ができるよう徹底が必要。 ・個人的にまだまだ十分な審議ができていない。 ・議決事件としての扱いについて、十分に生かされているとはいえない。 ・無視されているので、積極的に執行部側に申し入れすること。 ・重要な案件は、会派に属さない議員のためにも全員協議会で自由に意見をし、審議する必要がある。

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄	
			A	B	C	D	E		総合
第11条	2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、論点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価の視点も踏まえるよう努める。	市長等が作成する事務事業評価書や監査資料、決算附属資料や主要施策の成果等を参考に、自己の意見を開陳しながら政策等について評価している。							<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長等から提案された重要事業について進捗状況説明のないものがあり、十分な資料が提出されないため、議会では十分な審議ができない。(十分な情報が議会に提出されていないので評価できない)</li> <li>・議会力・委員会力を発揮するため、委員会前の自由討議・協議の活性化が必要。他市議会のように事前勉強会等を行うことによって質問の質を上げると共に、スムーズな委員会運営につなげる取り組みができないか。また、委員会後の振り返り協議も必要と感じている。</li> <li>・単純な確認のたぐいの問いが多い。条文に基づき質疑ができるよう徹底が必要。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					総合	意見等自由記述欄
			A	B	C	D	E		
第12条	(予算及び決算審議) 議会は、市長の提出する予算案及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かり易い説明資料を作成するよう求めることができる。	予算書及び決算書について、さらに分かり易い資料となるよう要望している。							<ul style="list-style-type: none"> <li>・かなり詳しい資料がある。</li> <li>・予算書及び決算書について、詳細、かつ丁寧に記載されていることは理解している。一方、予算書であれば各項目の前年度比較、決算書であれば予算の使用率を記載いただくことで、より分かり易くなると考える。</li> <li>・主要施策の評価において、実績数等が並んで成果の表記が少ないと感じている。また、決算時に無くなっている項目についての説明が少なく、予算書と突き合わせてチェックしている。予算・決算後に委員会協議会で振り返りをしてみてはどうか？</li> <li>・パワーポイントなどを活用し、ビジュアル的にわかりやすい資料をつくることやペーパーレス化をするべきと考える。</li> <li>・作成が義務付けられている決算参考資料については記載内容の定めなく、各自自治体で異なっている。光市においては、予算の款項目順に記載し、過去3年間の実績比較ができるようになっている。</li> <li>・執行部に積極的に申し入れをすること。</li> </ul>
第12条	2 予算及び決算の審議に当たって、必要な場合は委員会を設置することができる。	現在、予算及び決算の審議については、各常任委員会において詳細に審議を行っており、予算及び決算の審議に特化した委員会については設置していない。							<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる規定なので、そのままよい。</li> <li>・光市議会は常任委員会中心主義で運営されており、問題ない。</li> <li>・確実に実施すること。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第13条	<p>(議決事件)            議会は、光市のまちづくりにおける積極的な役割を果たすため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき議決すべき事件を定める。            2 議決事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>「光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例」を制定し、重要な計画等について規定に基づき審議しており、その他の計画等についても必要に応じて議決事件として審議している。</p>	<p>議決事件の対象となる計画の絞り込みとともに、運用方法についての精査が必要である。</p>	8	6	1	1		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会力を発揮するため、委員会において深化する取組や運用が正しくされているか検証が必要。</li> <li>・この条例に関しての見直し及び議員間での意見交換が出来ていない。</li> <li>・対象の見直しが必要。</li> <li>・議決事件の対象となる計画を絞込む必要あり。</li> <li>・計画の中間報告を受け、所管委員会で議論し、全員報告会で報告した後に、執行部へ意見を伝えているが、意見の伝え方を要綱等に記載すべき。</li> <li>・「光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例」が執行部において守られていない事例があった。(執行部によって軽んじられている。)</li> <li>・実行されるように執行部に確実に申し入れすること。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第14条	(議員間討議) 議会は、議員相互の自由な討議を重視した運営に努めるとともに、議案等を審議し結論を出す場合にあっては合意形成に向けて議員相互において議論を尽くすよう努める。	議員間討議を試行的に導入し、必要に応じて実施している。	試行的に導入している議員間討議を積極的に実施していくためには、手順を整理し、ルール化する必要があるため、合意形成を図りたい。		3	12	1		C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今以上に積極的に行うことが望ましい。</li> <li>・議員間討議は必要に応じて行われているものの、開催するまでのハードルが高いように感じる。</li> <li>・委員会では、質疑をする議員対執行部の関係となっており、議員間の討議の場がない。</li> <li>・実施されていない状況であり、積極的な取組みと実施のルール化が必要。また、討議より協議が必要。</li> <li>・討議のルール化・手順についても積極的に合意形成に努める。</li> <li>・委員会で行うのか協議会で行うのか、執行部や関係者が在室で行うのかご退席願うのか等、様々なケースが想定されるため、要綱の作成が必要である。</li> <li>・自由討議できる場面が少ない。</li> <li>・議員相互の自由な討議が出来る場であってほしい。</li> <li>・自由な討議ができず、合意形成が難しい場合がある。</li> <li>・現在は実施されていないので、確実に実施すること。</li> <li>・重要案件では、必ず議員間討議が必要であると思う。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第15条	(政策討議) 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策の立案及び提言を推進するため、必要に応じて政策討議の場を設けることができる。	重要な政策及び課題に対しては、市議会として合意形成を図るため全員協議会の開催等を行っているが、政策の立案及び提言を推進するための政策討議の場の設置は行っていない。	政策討議に係る手順の整理等を行い、必要に応じて即座に活用できる環境づくりの検討が必要。		3	11	2		C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の立案及び提言を推進するための政策討議の場の設置は必要と思う。</li> <li>・今以上に積極的に行うことが望ましい。</li> <li>・現行の全員協議会は、執行部と討論する事は禁じられている。ましてや議員間の討論もしておらず、一方的に説明を受ける場となっている。</li> <li>・光市議会では委員会中心主義をとっており、委員会で議員間討議の活性化に取り組んでいる、想定が不明で現状では馴染まない。できる規定なのでそのままか？</li> <li>・政策討議の場の設置、ルール化が必要。</li> <li>・どうすれば可能なのか探る必要がある。</li> <li>・政策討議は行っていない。</li> <li>・有効活用できていない。</li> <li>・一切行われていない現実を見つめ、この条項の必要性を考えるとときに来ているかもしれない。</li> <li>・条例制定以来、一度も具現化されていない。他市議会の政策討論会についても当分の間開催されておらず、条文削除が適当。</li> <li>・政策討議を各議員に理解してもらうため、説明の場を設けること。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					総合	意見等自由記述欄	
			A	B	C	D	E			
第16条	<p>(議会の運営原則)</p> <p>1 議会は、合議制機関として、議員相互の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議長、副議長等の選出について、別に定める。</p> <p>3 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p> <p>4 議長及び委員長は、それぞれ、議会又は委員会における発言に対し、論点整理に努める。</p>	<p>市議会を代表する議長については、中立公正の観点から会派を離脱することとしており、必要に応じて会派代表者会議を開催して各種課題について協議、調整を行っている。</p> <p>また、委員長は、その役割等について認識し、民主的かつ効率的な議会運営に努めている。</p>		10	5	1			A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前、議長は、今後のために独自に公務の報告書を作成したり、議会内の課題把握、調整を行うために委員長・副委員長会議を開催し、全体調整を図りながら長期の視点に立って民主的かつ効率的な取り組みを行っていた。</li> <li>・ハラスメントの問題等、議会の品位が保たれているか課題が残っている。特に委員会において混乱する時があり、全議員が議長・委員長の議事整理権を認識する必要がある。</li> <li>・議長の議事進行について、多数派の意を受けたものとなっており、途中で質疑を打ち切る等もある。中立公正に立ち帰るべきである。</li> <li>・委員会運営等の研修が必要。</li> </ul>
第17条	<p>(委員会)</p> <p>1 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民にわかりやすい運営に努めるものとする。</p> <p>3 委員会の設置及び運営については、別に条例で定める。</p>	<p>各常任委員会においては年間テーマを定め、議員間で積極的に意見交換や情報共有を行うとともに、現地視察等により各議員の認識を深め、調査結果等について市議会報告会やホームページにおいて報告している。</p>		12	2	2			A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間テーマの設定が市議会だよりに明記されるようになった。2年間の委員会活動の報告書もホームページで公開されている。</li> <li>・2023年、委員会視察により認識が深まった。</li> <li>・年間テーマは設定しているが、現状、深化する協議が行えておらず成果が出ない状況が続いており、委員会力を発揮できるように根本的な検証が必要。</li> <li>・ふり返りが行われていない。その都度やってほしい。</li> <li>・各議員がもっと勉強されて、委員会審議を活発にすること。</li> <li>・委員会において議事進行が上手くできない委員長が目立つ。事務局の作成した式次第をただ読めば良いと考えてはいないか。議事整理に欠ける。</li> </ul>



条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第18条	<p>(調査研究機関及び検討会の設置)</p> <p>議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有するもの等で構成する調査研究機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。</p> <p>3 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。</p>	<p>専門的知見を活用する議会アドバイザー制度を創設している。</p> <p>委員会テーマに係る調査研究等においては、今後積極的に議会アドバイザー制度を活用することとし、速やかな課題解決につなげる。</p>	1	7	7	1		C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーに御就任頂ける有識者の発掘が必要。光市に所縁のある学者や学識経験者を調査するところから始めたい。</li> <li>・アドバイザー制度においては、予算が絡むことで、認識の違いから活用できていない面もあるのではないかと感じている。そもそもの想定も不明で、共通認識を図る必要があると思う。検討会については、できる規定なのでそのままか？</li> <li>・必要な場面があったかは微妙と思う。</li> <li>・調査研究機関の活用がない。</li> <li>・議会アドバイザー制度は1回も活用されていない。議会に検討会を設けたこともない。第18条は、死条となっている。</li> <li>・実行すること。</li> </ul>	
第19条	<p>(議員研修)</p> <p>議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。</p>	<p>市議会議長会が開催する研修会に全議員が参加するとともに、講師を招いて研修会を開催する等、議員研修の充実強化を図っている。</p> <p>※令和元年度に光市主催で周南3市合同の研修会を開催。</p>	<p>積極的に議員を対象とした研修会へ参加するとともに、新人議員に対する研修については充実を図る必要がある。</p>	6	9	1			B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止研修会の実施は評価。しかし、その後の議員間協議が必要だったと感じている。議会として研修の学びを活かせるように、今後は開催後の協議もセットで実施すべき。</li> <li>・議員研修を行い、議員とは、議会とは、について再確認が必要。</li> <li>・更なる研修会等の開催を検討すべき。</li> <li>・新人議員研修について、執行部による研修は実施されているが、議長・議運委員長・事務局による新人議員研修は不足である。</li> <li>・研修会の開催がほとんどない。</li> <li>・実行すること。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第20条	<p>(政務活動)</p> <p>会派は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する政務活動を積極的に行わなければならない。</p> <p>2 会派は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対し、使途を説明する責務を負う。</p> <p>3 議会は、政務活動費の収支報告及び証拠書類を公表することにより、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、政務活動費については、別に条例で定める。</p>	<p>政務活動費運用に関する手引きを作成して適正な執行を図るとともに、透明性確保のため、領収書等を含め簡易閲覧を実施し、ホームページにも掲載している。</p>		12	4				A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動の視察・研修の報告書をホームページで公開している。</li> <li>・政務活動費運用に関する手引きを定めたことは評価。資料購入費で支出できるものと認められている新聞については、市民から疑念も持たれているため改善が必要。</li> <li>・新聞の購読については、個人契約とし、政務活動費の使用を考え直す時期に来ていると感じる。</li> <li>・政務活動費の運用に係る使途等については、しっかりと守られている。しかし、光市議会の場合、使途が厳しく制限され過ぎているくらいがある。多少見直しの必要性を感じる。例として、名刺印刷がためとか。</li> </ul>
第21条	<p>(予算の確保)</p> <p>議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保し、円滑な議会運営の実現を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求める。</p>	<p>市議会の機能を強化し、また、果たすべき役割を実現するため、必要な予算を要求している。</p>		11	2	2		1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の予算要望プロセスを理解し、委員会の年間テーマの取組、市民要望、市議会報告会、自由討議・協議から発展的に委員会で合意を図り、委員会(議会)からの総意として執行部へ予算要望する仕組みづくりが必要。また、議会費についても議会内での共有が必要。</li> <li>・市議会の機能強化への予算について、議会が自主的自発的に検討する場が必要。</li> <li>・もっと議会の予算を求めること。</li> <li>・予算編成前に市長に会派要望書を提出しているが、果たして予算に反映されているか疑問。年中行事となっていないか？</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					総合	意見等自由記述欄	
			A	B	C	D	E			
第22条	(議会改革) 議会は、議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組むものとする。 2 議会は、前項の改革に取り組むことを目的に、必要に応じて議員で構成する推進組織を設置するものとする。	これまでに改革推進委員会、議会のあり方調査特別委員会、広報広聴特別委員会、議会改革推進特別委員会及び政治倫理条例改正検討特別委員会を設置し、継続的に議会改革を推進している。		10	2	4			A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状議会改革に関する特別委員会の設置もなく、議会改革は進んでいない。議場の場においても議論が進んでいない。</li> <li>・現状、議会内での建設的な協議ができる状況に無く、機能していない。</li> <li>・議会改革の特別委員会が設置できていない。</li> <li>・議会改革が推進できているとは思えない。</li> </ul>
第23条	(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。 2 議員の兼業の報告義務等の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。	令和5年2月から議会運営委員会において、政治倫理条例の条文の趣旨の明確化及びハラスメント防止要綱策定に向けた調査・研究を行った。 ※令和5年10月議会において「光市議会議員政治倫理条例」を一部改正。 令和5年12月1日から「光市議会議員政治倫理条例」の一部改正施行及び「光市議会ハラスメント防止要綱」の施行		11	2	1	2		A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治倫理については、基本的には自ら説明責任を果たし、選挙における当落で市民からの評価を受けるものと思っている。そんな中、議員のハラスメント行動が問題となり続けていることは、議会として誠に遺憾である。政治倫理条例の改正も行ったが、引き続き組織的対応が必要。</li> <li>・地方自治法、議会会議規則「議員は議会の品位の保持」が定められており、高い倫理的義務が課せられていることを認識する。</li> <li>・光市議会では、過去に2度政治倫理審査会を開催している。審査結果はホームページで公開している。</li> <li>・効果があがっているのかは別の問題と考える。</li> <li>・議員の言動に問題あり。</li> <li>・一部の議員のことばかりを気にしないで、積極的な議論をすべきである。</li> <li>・令和5年10月に行われた「光市議会議員政治倫理条例」の改正は、法的にまた手続的に誤りがあり、成立は無効である。よって次の改正が必要。</li> </ul>

条文		取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄	
				A	B	C	D	E		総合
第24条	(議員定数) 議員定数の基準は、本市の人口、面積、財政力及び事業課題を比較検討し、決定するものとする。 2 議員定数については、別に条例で定める。	「光市議会議員定数条例」において議員定数を定めている。	定期的な検討が不可欠であり、そのための特別委員会等の設置が必要。	5	9	2			B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今期は議員定数についての議論が行われておらず、定数と報酬を一体とした議論が必要。</li> <li>・積極的に議論を進めて定数を考えるべきである。</li> <li>・議論の場を設定していない。</li> <li>・議論が行われていない。</li> <li>・条文に「別に条例で定める。」とあり、評価しづらい。定数条例で定められているが、4年に1回の選挙に向けて検証・検討が必要であった。</li> <li>・定数について「時を見て調査研究」</li> <li>・定数と報酬はセットで議論</li> </ul>
第25条	(議員報酬) 議員報酬に関する条例改正の提案に当たっては、市政の課題及び将来展望、財政力等を十分に考慮するとともに、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。 2 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況・事業課題及び類似する他市の議員報酬等を勘案し、定めなければならない。 3 議員報酬については、別に条例で定める。	「光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」において議員報酬を定めている。 ※令和2年6月1日～11月13日及び令和3年1月分～3月分の議員報酬について、特例として、議員報酬月額を100分の10減額した。	定期的な検討が不可欠であり、そのための特別委員会等の設置が必要。	4	9	2		1	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今期は議員報酬についての議論が行われておらず、報酬と定数を一体とした議論が必要。</li> <li>・議論の場を設定していない。</li> <li>・議論が行われていない。</li> <li>・条文に「別に条例で定める。」とあり、評価しづらい。報酬については、政務活動費等と一体化して考える必要があると思っている。4年に1回の選挙に向けて検証・検討が必要であった。</li> <li>・報酬について「時を見て調査研究」</li> <li>・定数と報酬はセットで議論</li> <li>・議員報酬について話し合う場がなく、適正かどうかわからない。</li> <li>・過去のことを持ち出さず、現在の状況を考えてください。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第26条	(議会事務局) 議会は、政策の立案並びに提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。	調査機能や法務機能の充実強化のため、職員研修等に参加し、資質向上に努めている。								<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局職員については、非常に高い能力があり助けていただいている。しかし、その体制が人事異動等で弱まることも予想されるため、専門的職員の配置検討とともに、議員の能力向上も必要。</li> <li>・今以上に事務局職員を増やし、強化充実に努めたい。</li> <li>・人員の増強が必要。</li> <li>・専門的知識の向上、研鑽に努め、議員の補助、資質向上に努めることが必要。</li> <li>・早い人事異動によって体制が整わない。</li> <li>・議会事務局職員を対象とした専門研修等には、参加していないと思われる。</li> <li>・議会事務局の努力は何える。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第27条	(議会図書室) 議会は、調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。	現在のところ、議会図書室については過去の会議録を主として整備しているが、今後は、調査研究に資するための図書及び資料等について、更なる充実を図る必要があると考えられる。  必要な資料や書籍のピックアップも含め、資料の充実、リスト化に努める。 議会図書室の利用促進に向けた環境整備を進めるとともに、市民が利用できる旨の周知・啓発を検討。	1	12	4				B	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会図書室で保管する本の内容を精査するとともに、議会力向上に向けて新たなジャンルの本を整備することも必要と考える。</li> <li>どんな資料があるのかリスト化するなど、資料の整理と充実、また、情報センター機能も整備し、議員にとって使える資料室として、活用度を上げる取組みが望まれる。</li> <li>まちづくりにつながる雑誌等の整備があると嬉しい。</li> <li>資料の充実が必要。</li> <li>更なる充実を。</li> <li>エアコンの修繕を行なったことは評価。</li> <li>活用方法を検討し、利用促進に努めたい。</li> <li>現在、利用しにくい議会図書室となっているように思われ、議員もあまり利用していないのではないか。</li> <li>図書室の図書及び資料等を活用できていない。</li> <li>活用について、特に検討していない。</li> <li>市民の方が利用できる旨の明示がない。</li> </ul>
第28条	(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合性を図るものとする。 2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	議会に関する条例等については、本条例の趣旨や規定に反することがないよう、十分に整合を図るとともに、実際の議会運営においても、本条例の趣旨等に則ったものとなるよう努めている。 また、改選後すぐに開催される全員協議会において、光市議会関係例規等を配布し、概要について説明がなされている。	10	5	1			1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人議員については、初年度にしっかりと研修すべきである。</li> <li>遵守の徹底を。</li> <li>一応条例はあるが、十分に守られているとは言えず、見直しが必要かも？また、執行部に議会として本条例を守らせるよう働きかけが必要。</li> </ul>

条文	取組状況等	今後の対策等	評価					意見等自由記述欄		
			A	B	C	D	E		総合	
第29条	<p>(見直し手続)            議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。            2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。なお、評価に関しては、議会運営委員会で検討するものとする。            3 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表するものとする。</p>	<p>条例の目的が達成されているかどうか、必要に応じて評価・検証を行っている。            ※令和元年及び令和4年に評価・検証を実施。</p>		12	1	3		1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の最高規範として、その検証については必要に応じてではなく、期間を明記する必要もあるのではないかと考える(申合せではなく)。評価から今後の対策を示すが、具体的に改善するためには、議運での引き続きの取組みが必要。</li> <li>・評価・検証の結果を改善に繋げるPDCAの仕組みが必要。</li> <li>・一応条例はあるが、十分に守られているとは言えず、見直しが必要かも？また、執行部に議会として本条例を守らせるよう働きかけが必要。</li> <li>・見直し、検証を必ず行うべき。</li> <li>・現在、見直しがされていないので、積極的にするべきである。</li> </ul>